

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
 - 2 議案第67号 太子町総合計画基本構想について
（平成21年）（総務常任委員会委員長報告）
 - 3 議案第13号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 6 議案第12号 町道路線の認定について
 - 7 議案第16号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 8 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
 - 9 議案第18号 平成22年度兵庫県太子町一般会計予算
（平成22年度一般会計予算委員会委員長報告）
 - 10 議案第19号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
 - 11 議案第20号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
 - 12 議案第21号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
 - 13 議案第22号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
 - 14 議案第23号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
（以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 15 議案第24号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
 - 16 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
 - 17 議案第26号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算
（以上3件、経済建設常任委員会委員長報告）
 - 18 意見書案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出
について
 - 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について
本日の会議に付した事件
- 1 諸般の報告
 - 2 議案第67号 太子町総合計画基本構想について
（平成21年）（総務常任委員会委員長報告）
 - 3 議案第13号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（以上3件、福祉文教常任委員会委員長報告）
 - 6 議案第12号 町道路線の認定について
 - 7 議案第16号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 8 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 9 議案第18号 平成22年度兵庫県太子町一般会計予算
(平成22年度一般会計予算委員会委員長報告)
- 10 議案第19号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 11 議案第20号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 12 議案第21号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 13 議案第22号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 14 議案第23号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
(以上5件、福祉文教常任委員会委員長報告)
- 15 議案第24号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 16 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 17 議案第26号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(以上3件、経済建設常任委員会委員長報告)
- 18 意見書案第2号 「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書の提出
について
- 19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

1番	井川芳昭	2番	清原良典
3番	中島貞次	4番	服部千秋
5番	長谷川原司	6番	井村淳子
7番	中井政喜	8番	橋本恭子
10番	花畑奈知子	11番	北川嘉明
12番	上田富夫	13番	村田興亞
14番	桜井公晴	15番	佐野芳彦
16番	熊谷直行		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長	上田眞也	書記	木村和義
書記	西田美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町長	首藤正弘	副町長	八幡儀則
教育長	寺田寛文	総務部長	佐々木正人
生活福祉部長	丸尾満	経済建設部長	富岡慎一
教育次長	塚原二良	財政課長	香田大然

(開議 午前9時59分)

議長(熊谷直行) 平成22年第1回太子町議会定例会第6日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に

達していますので、ただいまから平成22年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

議長（熊谷直行） 日程第1、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度1月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたからご了承願います。

次に、議案第20号について誤植がありましたので、その正誤表をお手元に配っておきましたからご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第67号 太子町総合計画基本構想について

議長（熊谷直行） 日程第2、議案第67号太子町総合計画基本構想についてを議題とします。

上程中の議案については、所管の総務常任委員会に付託して、ご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

服部千秋議員 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、次のように決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第67号。付託年月日、平成21年12月8日。件名、太子町総合計画基本構想について。審査結果、否決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年12月9日（水）午前10時0分から午後4時28分、平成22年1月14日（木）午前10時から午後4時05分、平成22年1月25日（月）午前10時0分から午後4時50分、平成22年2月5日（金）午前10時0分から午後4時15分、平成22年2月12日（金）午前10時0分から午後4時25分、平成22年2月15日（月）午後1時30分

から午後4時15分、平成22年3月10日（水）午前10時0分から午前10時22分、平成22年3月23日（火）午前10時0分から午後0時26分です。3、審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおりであります。委員会が求めた資料がなかなか出てこなかったり、提出された資料に単位がないなどのミスもありました。また、内容について文書で質問をまとめ回答を求めましたが、具体的内容を聞いているのに、回答自体具体的内容に欠けるものが多くありました。(2)審査結果は賛成少数により否決すべきものと決しました。

討論では賛成討論はありませんでした。反対討論では次のような意見がありました。

当局が議会、議員に対してうそをつく姿勢に対して許せないものがある。実施計画についても、最初は議会に出せば文句を言われるので出さないと言っておいて、最後になって出したりしている。本来、議会と当局はお互いにいろいろなことを正直に出し合って意見交換し、よりよいものをつくり上げていくべきである。

2つ目、中身については疑問点とか解明されていない部分が多いので、もう少し町民の意思を確認したいし、時間をとって慎重に進めてもいい。必ずしも、きょう決めなければならない議案でもない。

3つ目、いまだに第4次総合計画の総括らしい総括がない。財源計画、財政計画が当局からやっとのこと出されたが、しかし行財政とは、町税はもちろん、国・県の支出を含めて、特定財源を当てにするもの、一般財源を充当すべきもの、借金を当てにして行うべきもの、これらを明確にして全体を想定した具体的なものでなければならない。そのためには、町民と一緒に考えるため、公聴会、参考人制度を活用して考えていくべきと思っている。一方的に押しつけるものでなく、議論を経てつくり上げるものである。継続したほうがよい等の意見が出され、結果賛成少数で否決いたしました。

以上です。どうぞよろしく願いいたします

す。

議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対はおられませんか。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 反対討論を行います。何か賛成討論する人が先に手挙げとるさかいに反対討論がいな思いよりました。

内容的には、そのときには具体になかった、賛成討論がなかったわけですから内容はようわかりませんが、ただいま委員長が報告をされました、いや、きょう机上にあります経過報告の中の最終の7ページから8ページにかけて、私が委員会で少し述べた討論の内容があるわけでありまして。

私自身は委員会でも、これらの10年間の行政と住民の基本的な約束である総合計画、基本計画、こういうものについては、しっかりと住民の皆さんと協議をし、練り上げた上でつくり上げる、それこそが住民参加のまちづくりだと、このように今も考えております。

もともとこれらの方針の中には参画と協働のまちづくりと、こういうふうなうたい、住民ニーズの多様化、複雑化する今日にあって住民ニーズに合致した事業を展開するためには、広聴体制の充実を図るとともに、意思決定の段階から住民の参画を仰ぎ、この仰ぎは私は今もいただけないと、こう思っておりますけれども、行政、住民の役割分担のもと、ともにまちづくりを進めることが大切であると、こううたってるわけですね。これをこの総合計画の段階から実施すると、執行するということが絶対に大切なことだと思います。

それから、そのためにこれを継続にして、

住民に参考人制度あるいは公聴会、また報告をして意見を徴するような機会を持って、確信を持って、この計画を10年間の約束として皆さんと確認し合う、そういう必要性があると考えて提案をしたんですが、公聴会等の継続審議には同意が得られませんでした。

そのために討論を行ったわけでありまして、先の報告でもありますように、第4次がこの末で終わるわけでありまして、この第4次を基本的にしっかり総括をして、反省の上に立って第5次が制定される、その必要性があるわけでありまして。しかし、それがいまだにらしきものがないと、こういう状況でございます。

このようなことではだめでありまして、一貫した方針として確認する必要がありますので、あえてうたっておきたいと思うんですが、私はこの基本構想の中で挙げている「和」ということについても、やはり議論の上に成り立つものだと、このように考えております。一方的に押しつけるものでは決まないと。そういう面から、先ほど言ったような形で、より協議をした上で練り上げる。また、「活きるまち」あるいは「つながるまち」、「安心のまち」、こういうことについては基本的に大事なことでありますから、内容的に豊かにし、住民が10年後に、この町で住んで、こういう町に住めると、こういうふうに想像がつく、イメージがしっかりできる、そういうものでないといけないと、このように今も考えております。そういう点からの討論を行いました。

当局は、総合計画と基本計画、実施計画はそれぞれ別々のもの、総合計画に基づいて基本計画を立てる、そして3年間のローリング的な実施計画をつくる。このことをそのもの否定はいたしませんけれども、頭出しをしておいて、どこにでも解釈して適用できるようなことは決していいものではありませんし、想像がつかない、どんな町か想像がつかないようなものは具体的でないの、このような具体的なものでなければ、総合計画も基本計

画も、もちろん実施計画は具体ですから、それぞれ具体的なものでなければ、住民はどんな町に10年後に住めるのかということはなかなか想定できるものではありません。そういうことを皆さんに示した上でこれを決定すべきだと、今も確信を持って思っております。

それから、財源問題も含めて、町は実施計画の提出が遅れたことについてはいろいろ経過があってということでありましたけれども、当然実施計画等、最初にかかる実施計画とはあわせて提出すべきものだと、このように考えます。しかし、それは実現いたしませんでした。しかし、財源手当ての中で水の問題では、ここで初めてどういってお金を使って北配水池等の整備を行うのかということについても、内容を聞きますと、一応1割程度が国県支出金で、あとは借金と自主財源だと、こういうような形が出てまいりましたんですが、大きなお金を使うのについては特に事前の協議が基本的に必要だし、いきなり出すものではないと、このように考えます。

それから、この質疑の中でも、計画について一言半句間違いがないということではないと思いますし、にもかかわらず、気づいたことについて、またそのことの説明責任が果たせるものについては修正等願っても結構でありますというような姿勢に当局がなかったと。絶対であるように一方的に押しつける内容であると。こういうようなものが計画に盛り込まれるということ自体が大きな問題であります。

これからの行政を進める上で、これがもし決定されたら、基本構想に、あるいは基本計画にうたっているものであるということで、議会の議決を得ましたと、こういうような言い回しを絶えず行うわけにありますから、財政的な裏づけをすべてに持って対応しなければなりません。そういうことを含めて、住民が期待するまちづくりができるかどうか。抽象論で、具体論に欠ける、また財政の裏づけも十分でない、こういう構想については、目指すべき方向として掲げているものについて

は賛成であります、内容的には反対であります。

以上。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

中島貞次議員 今後10年間の太子町の進んでいく方向性を定めた第5次太子町総合計画について賛成討論をいたします。

まちづくりの基本目標を“和のまち太子”と定め、4つの基本理念、「活きるまち」、「誇れるまち」、「つながるまち」、「安心のまち」で、まちづくりを進めていく構想であります。住民アンケートをもとにして、その基本思想は、町民あつての行政であり、町民一人一人が主役であり、町民を取り巻くあらゆる環境を整えるという発想がうかがえます。共助、共生、協働の精神で、町民と行政が手を取り合いながら、健康、共助、子供、安心、居住性、環境美化、憩い空間、産業の活気、参画協働の9つの政策を行おうとしている点が評価できます。この9つの政策の中身についても、いずれも住民の福祉の向上と、生きていてよかった、住んでよかったということを実感できる内容になっていると感じます。

ところで、このような構想が絵にかいたもちであってはならない。何事をするにつけても、住民自治を行う長の姿勢、一念によって決まってしまう。“和のまち太子”をつくらうという思いが強ければ強いほど、その達成は現実となると考えられます。町民を幸福にするも不幸にするも、すべてが組織の長の一念によって決まってしまうのは、古今東西当たり前の話であります。よって、これから基本構想、基本計画をもとに実施計画を実施していくに当たり、勇気ある決断力、実行力が問われると思う。無謀さではなく、また強権力で押し通すのではなく、二元代表制の制度の認識のもと、透明感のある、また未来に希望の持てる施策を展開し、議会と行政が“和のまち太子”の模範となるようなお互いの信

頼関係を築き上げていただきたいことを要望し、私の賛成討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

北川嘉明議員。

北川嘉明議員 賛成討論いたします。

この10年間、職員として仕事を続ける者による作業チームによって総合計画が作り上げられました。基本構想、基本計画について委員会で審査していく中、議論になるのは実施計画であります。この実施計画については、毎年予算時に3カ年の計画が提出されます。今後、大型の事業を実施しようと考えるときには、今行政に求められている説明責任、また透明性を十分明らかにしていく必要があると思います。計画の提出にとどまるのではなく、十分な説明することを求めておきたいと思います。

また今日、地方自治体に求められてる課題の一つとして私が気になるのは財政の問題であります。太子町にあっても、この財政問題を常に気かけ、歳入歳出のあり方についてさらなる行財政改革を進めていく必要があると思います。

ご存じのように、この総合計画は今後10年間の太子町の進むべき方向を示したものであります。この計画の意を十分認識し、安心・安全、また住んでよかったと住民に思ってもらえるまちづくりを期待し、賛成討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 いろいろ書いてあるわけなんですけれども、書いてあるそのこと自体が一言一句問題があって反対であるというようなことを私は言うつもりないんですけれども。ただ、組織というもんは一朝一夕でよくなるもんでもないし、一朝一夕で悪くなるも

んでもないんです。

きのうもテレビで、いすゞ自動車の社長が言ってました。あそこは株価が31円まで下がって倒産寸前の会社までいったわけなんですけれども、その反省点として言ってるのが、組織というもんは悪くなるのにはやっぱり20年ぐらいかかると。じわじわじわじわじわと悪くなって行って、最後に何か大きな、例えばリーマン・ショックみたいなものが起きたときにそのツケが一遍にどんと上がって、あたかもそのときにそのことによって問題が起きたというようなことをみんな言う。しかし、後から反省してみると、そうではないと。ずうっとやっぱり10年、20年かかって悪くなるものは悪くなっていくというようなことを言っておられたんですけれども、私はそのとおりやと思うんです。

ですから、この第5次のものについても、私が一番問題は財政的な裏づけがどうもはつきりしないと。そこんところが僕は一番大事やと思うんで、計画というのはいろんな計画皆さんお立てになると思うんですけれども、一番肝心なのはやっぱりお金の裏づけといいですか、これからの日本の経済、ここでは太子町なら太子町の経済。太子町の経済でも、これ東芝問題一つ抱えても大きく変わったということが、これからそれをどうするんだと。今までの10年間の中で一番変わったのは、やっぱりそこんこの問題やと思うんですけれども、それらの反省というか総括というものが全くなされてないと。その上に立って何かバラ色のような感じで計画がなされとるということは非常に危ないと思うんですね。だから、しっかりした土台の上に新しい計画を立てるということが大事なことやと思いますんで、私がこの計画の中で一番問題にしとんのは将来の財政的な問題が明らかにされておらないということで、できればもう少し時間をかけてこの辺の解明を試みたかっただと思えますし、できなかったということについて責任もありますけれども、したがって今出されとるもんについては反対といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第13号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第14号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第15号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第3、議案第13号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第5、議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員。

村田興亞議員 委員会の審査報告を申し上

げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第13号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。3、審査経過及び結果、(1)審査経過は別紙のとおり、(2)審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第14号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。3、審査経過及び結果、1、審査結果は別紙のとおり、2、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

審査した事件、議案番号、議案第15号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第13号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第14号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この件については運営協議会等でも出てまいりましたものでありますが、やはり限度額の引き上げによって、これまで7割、5割、2割の減免制度を実施するという、その中で応能割合、応益割合をフィフティー・フィフティーだという考え方で進めてまいったもの、この縛りはなくなるようではありますが、やはり能力のある者が納める、そしてさらに生活が厳しいような人たちに対しては一般財源でも支援をする、これが会計を支援する仕組みに組み込まれていく必要が私はあると思います。

今回、政令の改正で限度額を引き上げるとするような内容でありますけれども、今後においても問題なのは、再三言っている資産割であります。その資産割も、いろいろな税、料の中で一番ここに問題があると思うのが、収入がないのに課税をされる、そういうようなことは耐えられないというのが当たり前であります。また、都市部ではそういうことが廃止されたりしてきているわけですから、資産割はもう廃止をする、そういう中で応能、応益の負担をどうするか。また、一般財源で補うべきものはどうなのか。そういうことを決めた上で負担が重くならないような対応こそ必要だと思いますが、これが呼び水となって、今回の改正が呼び水になってさらに応益負担をさせようとする動きに加速するという、また傾斜をする可能性もありますので、これらについては反対であります。

議長(熊谷直行) 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第12号 町道路線の認定について

日程第7 議案第16号 太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第17号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長（熊谷直行） 日程第6、議案第12号町道路線の認定についてから日程第8、議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

上程中の議案については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

清原良典議員 委員会審査の報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第12号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、町道路線の認定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平

成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第16号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第17号。付託年月日、平成22年3月3日。件名、太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いします。

議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第12号町道路線の認定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。
これから議案第12号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第16号太子町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。
これから議案第16号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第17号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。
これから議案第17号を採決します。
この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(熊谷直行) 挙手全員です。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第18号 平成22年度 兵庫県太子町一般会計予算

議長(熊谷直行) 日程第9、議案第18号平成22年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、平成22年度一般会計予算委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

平成22年度一般会計予算委員会委員長佐野芳彦議員。

佐野芳彦議員 平成22年度兵庫県太子町一般会計予算について、委員会審査報告書を読み上げて報告をいたします。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。審査した事件、議案番号、議案第18号。付託年月日、平成22年3月8日。件名、平成22年度兵庫県太子町一般会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成22年3月16日火曜日午前10時から午後4時47分、平成22年3月17日水曜日午前10時から午後4時51分、平成22年3月18日木曜日午前10時から午後5時38分、平成22年3月19日金曜日午前10時から午後2時37分。3、審査経過及び結果、審査に当たって及び審査意見は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべき

ものと決しました。

審査報告書の意見を読み上げます。

1、審査に当たって。(1)付託案件の平成22年度兵庫県太子町一般会計予算の審査に当たっては、審査上必要な資料を確認し、事前に資料(別添)の提出を求め慎重に審査した。(2)補助説明員として課長、副課長、施設長、一部の係長の出席を認め、必要な説明を求めた。(3)歳出予算については、各課の平成22年度における重点目標や取り組み姿勢を聞いた後、それぞれの事業内容ごとに質疑を行い審査した。

2、審査意見。歳入について、(1)財源(国、県、自主財源等)の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、事務の重点化と適正化を進めること。(2)町税等の滞納額は年々増加傾向にあり、公平、公正の観点から不納欠損や時効等にならないよう、今までのノウハウを生かし、収税管理室の機能強化を図ること。また、滞納者には分納誓約を勧めるとともに、悪質な大口滞納者に対しては21年度に引き続き差し押さえをし、インターネットオークションも活用しながら徴収率の向上に努めること。(3)ふるさと応援基金については、県外の人にも広くPRすること。

次に、歳出について。(1)各款共通事項について。委託料、負担金及び補助金の目的、効果等を精査し、節減に努めること。事務的経費については、創意工夫を行い、経費の節減に努めること。各種保険の契約については、メリットを精査し、特定業者に偏らないよう努めること。

(2)各款の予算について。総務費。職員管理の徹底を図り、時間外勤務を減らし、コスト削減に努めること。職員研修の充実と資質の向上に努め、町民サービスに努めること。行政評価システムを構築し、第5次総合計画との整合性を図ること。広報広聴機能を充実させるため、「広報たいし」、町のホームページを見やすく、最新の情報を常に提供し、町民に親しいものにすること。入札制度

については、一般競争入札をもとに公平な入札を実施すること。地域安全まちづくりモデル地区の指定を受けたことにより、たつの警察署と連携し犯罪の撲滅を図るとともに、実効性のある犯罪抑止対策に努めること。交通安全対策重点推進地域の指定を受けたことにより、高齢者を中心とした交通安全教室を行い、人身事故を減らすよう努めること。老朽化及び狭隘に伴い、新庁舎建設を前向きに検討すること。

民生費。子ども手当の支給については、円滑に実施できるよう努めること。こども医療費助成事業について、請求漏れのないよう広報等で周知徹底を図ること。児童館、子育て学習センターの利用を促進し、子育て支援の充実に努めること。高齢者の健康づくり支援、介護支援等、高齢者が安心して生活が送れるように努めること。保健福祉会館駐車場の拡大を検討すること。

衛生費。健康診査等については、健(検)診率を高め、町民の健康維持と疾病の早期発見、早期治療に努めること。女性特有のがん検診について、引き続き無料クーポン配布により受診率が向上するよう努めること。ごみ収集については、運搬経費の節減を図るとともに、負担金の軽減に努めること。循環型社会の環境対策として、段ボールコンポストの積極的な使用、てんぷら油廃油回収の推進、レジ袋削減による環境に配慮したまちづくりに努めること。

労働費。雇用環境の悪化による離職者に対し、就労の機会創出に努めること。

農林水産業費。農業従事者が高齢化傾向にある。集落営農等を含め、中・長期的な農業政策を検討すること。遊休農地対策に努め、有効利用を図ること。有害鳥獣対策に努めること。

商工費。商工業の活性化を図るため商工会と協議し、行政が積極的な役割を果たすこと。太子あすかふるさとまつりの内容を精査し、町民に親しまれるイベントに努めること。特産品(太子みそ煮込みうどん、みそこ

ロッケ、みそあめ)の育成を図り、PR及び販売に努めること。

土木費。まちづくり助成金を活用し、まちづくり協議会を立ち上げる自治会が増加するよう、今後もPR等に努めること。公園管理の委託については、利用実態に応じた支出に努めること。総合公園の未整備事業の早期完成を目指すこと。

消防費。自主防災組織の活動を支援し、組織の活性化を推進すること。

教育費。学校教育における図書の充足率を高め、読書環境の充実を図ること。ブックスタート事業について、さらに拡大を図ること。学校(小・中学校)からの緊急メール配信事業の円滑な実施を図ること。学童保育について、保育環境の充実に努めるとともに、学年枠の拡大を検討すること。町民芸術祭の展示スペースの確保に努めること。各地区公民館の駐車場の確保に努めること。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長(熊谷直行) 以上で平成22年度一般会計予算委員会委員長佐野芳彦議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 私は、この22年度の当初予算に反対討論を行います。

総括質疑でもただしましたように、施政方針の基調についてであります。住民一人一人がこの町に住む魅力を感じながら手を取り合って、また住民参加による主体的なまちづくりを推進する、だれもが安心して暮らすことができるまちづくりを目指す、こういう呼びかけ、内容については何ら反対するもの

ではないわけでありますが、これらについては聞こえはよいわけでありますが、中身は本当にないと。項目だけが踊って、希薄な予算であると、このように考えます。やはり町民の暮らしは格差の拡大、あるいはよく言われる貧困率の拡大が一層進行しておりまして、それらの現状を直視をして、住民の暮らし、支援に軸足を置いたような予算をもう編成することが絶対であると、このように思いません。

今日のような、今言っておりますように疲弊した、また深刻なときに思い出し、またその立場に立つべきことは、憲法25条の、すべて国民は健康にして文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、これを保障していくような地方自治でなければならない。また、地方自治の本旨も住民福祉の向上に置いておりますように、これらに全力を尽くしてこそ値打ちがあると、このように考えます。今後においてもこの点に配慮した取り組みを求めたいと思います。

それから、現在、特に年間3万人を超えるような自殺者が出ているような状況を早くなくしていくこと、そういうことが大事であります。そのことがひいては貧困あるいは虐待、そういうことにつながってきたり、自殺にもつながってくる、こういうことありますので、豊かな暮らし、いわゆる経済的に恵まれた環境にいらっしゃる皆さん以外の大勢の多数の皆さんはそういう状況にあるわけありますから、それらに目を向けた行政施策を中心に編成すべきであったと、このように思います。

それから、安心・安全なまちづくり、これは当然住民の暮らしを支えるという点で大事なことでありますし、これらを基本にした、自主的、総合的に実施するというのが地方自治体の本来の仕事でありますから、この本来の仕事に基づいて取り組むべきだと思いますが、安全・安心の何よりは、やはり健康で暮らせる、それで外出しても本当に安心して外出ができる、そういう状況であってこそだと

思います。そういう中で、病気にかからないためにも健診率を向上したりしていくことが肝要であります。予防のためのワクチンはもちろん、また一方でさらに予防をしていくための健診を受けやすくする、そういうことが大事でありますので、医療機関の、いつも言うことは、医師会医師会と言うているわけですが、周辺の全医療機関との協力、共同で健診メニューを満たすものについては全体で健診を受けられるように取り組むべきが早期発見、早期治療につながっていくものだと、このように考えます。

同時に、子育ての問題では、施政の総括でも言いましたように、子供にかかる医療費、大変であります。そういう中で、国、県に追随するというような考え方を披瀝しているわけですが、明石や福崎、あるいは西宮というような兵庫県内には一定の先進があるわけがありますから、これらのところから少しでも学んで独自の対応をすべきだと、医療費助成についてもそういうことを言っております。また、それを進めるべきだと考えます。

食育と地産地消、安全・安心、安価という問題ではありますが、方針ではいわゆる学校給食を通じた食育の推進としておりますが、これを進めるにはやはり食育基本法に基づく食育推進計画を持って確かな形で進めるべきであると、このように考えます。今の請負、給食請負については、最近問題になってきておりますように、派遣法、労働者派遣法、偽装請負、そういうことの疑義も絡むような問題もありますので、固定的に業者を決定していくようなあり方はやめるべきだと、このように考えます。

それから、施策の中で、年が寄れば、あるいは障害があれば外出は極めてしにくいわけですが、そういう人たちの足を確保する施策、これも求めましたが、当然今道を開くべきではないかと、このように考えますので、その早急な取り組みを求めるものであります。高齢者、障害者にも同様のことが言え

るわけであります。

さらに大事なことは、これら全体を進める上で住民参加の条件を整える、まちづくり基本条例、全国的にもいろいろ出てまいっております。議会のほうは議会基本条例を制定をして、住民の皆さんと協議を重ねながら進めていこうと、こういう取り組みをしているわけですが、行政当局も方針でうたうだけではなしに、自治基本条例あるいはまちづくり基本条例を定めて住民参加を保障すべきであると、このように思います。待っている間はないのではないかと、このように思います。意思決定の段階から住民参加をうたっている以上は地を進めるべきが至当ではないかと、このように考えます。

組織についても、スリムで即対応できるような組織体制を組むべきでありますし、繰り出し、繰入金の関係でも、これまでもただしてまいりましたように、国保への繰り出しは一般会計は今年ゼロであります。全体的には、前処理場に出していくもの、これはそのときも言いましたように、その会計の90%を占める、一方国保はわずかに全体を通して5.4%だと。このような逆転したようなことは改めるべきであります。

また、入札制度についても、工事請負費や委託料において、編成したそれぞれの予算額を明らかにするように求めましても、説明を拒み続け、結局は白紙委任を迫る、これに等しい内容になっております。しかし、内容的には入札の結果は高値落札が続き、一般競争入札の徹底で、このようなことのないようにすべきであります。これまでの入札経過から見ましても、予算で金額を示さないにもかかわらず100%に近い落札率であり、高値落札が続いていると。どこから類推という言葉が出てくるのか、そういう答弁になるのか疑問であります。さらに疑問が増幅するわけがありますから、これらのことは即やめていくような改善に取り組まないといけない。また、予算では当然内容を示すべきだと。白紙委任などはもってのほかであります。こういう意

見を述べまして反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

中島貞次議員 平成22年度一般会計予算案について賛成討論をいたします。

まず、来年度予算は本年度に比べて約2億7,000万円減の緊縮予算であり、これは昨今の経済不況を考えた場合、そうせざるを得ない状況であることは納得できるし、当然であると思います。

日本国政府が行っているような赤字国債を大量発行していくのは自分で自分の首を絞めるようなものであり、そのツケが国民にのしかかるのは容認できませんが、それはさておいて、太子町における予算の特徴は歳出面において昨年度に比べて労働費予算が70%以上増加したことであり、これは時宜にかなったものと言えます。

また、住民福祉、安全・安心の施策の観点で見ると、役場庁舎、各公共施設、学校の耐震化や耐震診断が行われます。いつ起きるともわからない大規模地震に備えての施策であり、安全・安心の社会を築く大事な施策とします。

また、さらに学校緊急メール配信事業が予算化されました。子供たちを取り巻く状況は厳しいものがあり、昨年は矢田部、糸井で児童に対する暴行事件が起きました。保護者と学校が連携して子供を守る体制づくりのためには、スピーディーで的確な情報連絡としてのメールが重要な手段となっているので、今回の予算化は大変賛成できます。

また、福祉の面では来年度、子ども手当月額1万3,000円支給が実施されます。

これは今までの児童手当の延長、拡充と言ってもいい内容であり、児童手当は小学校6年生まで対象範囲を拡充しましたが、その後も義務教育修了前の中学3年生まで対象範囲を広げ、また児童手当法では支給額を倍にするという構想がありました。この内容とはほぼ同じであり、まさに児童手当拡充法と言っ

てもいいと思う。そのような内容を考えると賛成できます。

その他、こども医療費助成事業、女性特有のがん検診無料クーポン配布、あすかホールへのオストメイト・トイレの設置等、子供からお年寄り、障害者に優しい福祉施策が盛り込まれています。今までの延長上にあったり、さらに拡充したり、また来年度新たな取り組みを行う施策もあり、町民に安心と安全を与える施策として評価できます。この上は、各施策を行うに当たっては納得の理解が得られるように努めるべきであり、信頼感を生む行政手腕を発揮してもらいたいことを要望して私の賛成討論を終わります。

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

井川芳昭議員 私も今回の予算委員の一人でありましたが、内容的にはまだまだ、各種負担金、また委託料、役務費において、補助金含めても、まだまだ削減する余地があるように思います。これをもちまして反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 平成22年の一般会計について反対討論をいたします。

まず1番に、人件費がいらってないということ。パブルはじけて十数年がたちますけれども、この間一般給与所得者はほぼ100万円の年収で減額がなっとるわけです。もちろん残業手当とかその他がなくなったということもありますけれども、しかしそれにしても統計上では100万円近い減収になっとるわけですから、太子町の人件費を見ても、なるほど少し下がとんです。ただ、ここに一つの数字のマジックがありまして、正職員が減っておりますね。今、200名ぐら

で。そのかわり、ほかの臨時とかそういう職員で対応して、人数はやっぱり300人の体制というのは変わってないわけなんです。ただ、正職が減ったということで、人件費の比率といいますか、それは少し下がったように見えるわけなんですけども、職員一人一人の所得を見ても、これ下がってないですね。この辺に一切手がつけてないわけなんです。だから、私は行政というのはやっぱりあくまでも住民目線でやらなければならない。だから、住民が非常に今いろんな面で疲弊した状態でおる中で、公務員だけが依然として高水準の給与のままおるということについては、非常に私は問題あると思うんです。

それが1点と、それから委託ですね。この委託の中に非常に問題があると。当然、委託で、直営というか、自分らでやれば済むことが委託になっておると。特に給食なんかは民間委託という時代の流れに乗ったかのような感じで、よう考えたら非常に無駄遣いなんです。こういうことが随所にあります。こういうことを改善することによって数億円の私は金が出てくると思うんです。そのことによってもっと弱者、いわゆるいろんな弱者の方いらっしゃいます、そういう方々のためにもっと有効に予算が使えるのではないかと。

その辺の努力の跡といいますか、予算の中でいろいろ探してみるんですけども、例えば学校にしても、私びっくりしたんは不登校の子が結構あるんですね。不登校でないかな思ったら、よそ、町外の学校行かれとるとか、町外に行くというのも、そういうなんは何かカウントされてないような気がするんですね。そういうことをいろいろ考えると、それこそ自殺者の問題、依然としてやっぱり減ってないという問題とか、そういうこと、目に見えないところのことに一切手つけんとやるということは、私は前から言ってきとるんですけども、恵まれた人というのはある種ほっといてもやるんですよ。だから、本当に日の当たらないというか、もう声を出せない

人のところにもっとやっぱり行政というのは目を向けていかないかんのやないかと。その辺の予算が今年もやっぱり去年と依然として同じで改善されてないということがありますので反対といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第19号 平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

日程第11 議案第20号 平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

日程第12 議案第21号 平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算

日程第13 議案第22号 平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第23号 平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

議長（熊谷直行） 日程第10、議案第19号

平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算から日程第14、議案第23号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案5件については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員。

村田興亞議員 それでは、委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第19号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第20号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

次、審査した事件、議案番号、議案第21号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議

案第22号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第23号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月11日木曜日午前10時から午後1時47分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（熊谷直行） 以上で福祉文教常任委員会委員長村田興亞議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第19号平成22年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 22年度の国民健康保険会計予算について反対討論を行います。

これは質疑のときにもただしたりしているわけですが、ご案内のとおりこの保険は多数の世帯が、説明資料でも明らかなよう

に、一般被保険者では7,482人、それから退職では800人弱、さらには世帯でも合わせて4,400世帯が加入すると、こういうようなものへの予算であります。そしてまた、国民皆保険、先日アメリカでオバマ大統領が医療保険制度で議会を説得をした経過はもう直近のことではありますが、アメリカはそういう点では遅れており、加入している者のみ適用される、また高い保険料で来たわけではありますが、そういうことがあっては国民がひとしく医療を保険を受けられないと、こういうことから今回のことになったと思いますが、特に今回のそういう加入者をもって進めることであり、あわせて後期高齢者と言われる者に対する拠出を考えますと、全体的にはもっと多くの人たちがかわる保険であります。そういう中に今回は限度額を引き上げる、こういうことで医療費分では3万円、47万円から50万円、それから高齢者支援金分では12万円が13万円と、こういうふうな形になり、介護分は据え置かれるわけではありますが、全体的には負担が増える、こういう内容になっているにもかかわらず一般会計からのその他繰入金はしないと、こういう姿勢が問われていると思うんです。一方で、皮革汚水、前処理のためには1億円、これまでは2億円、そういうふうにつき込んできておりながら、ここには冷たい仕打ちをする、こういう予算になっていると思うんです。

一方で、収納率の問題も89%と、10%強の人たちが納めにくい、納められない、そういう状況の税の設定でありますから、極めて深刻であります。そして、失業者が増え、職を探す人たちが増えている、こういう実態を国ももちろん見ないといけないし、地方もそれを直視すると、その上に立ってしかるべき制度をつくったりして適用する、そして支援をする、これ当たり前の地方自治であり、安心して将来この町に住んでいたいまちづくりの一つだと、このように考えます。

その一方で、政府に対しても、当然なんです、1984年には約50%であった繰り入れ、

国保に対する措置が今日では25%と、半分になっております。そういう半分になってきますと、いずれにしても運営主体は地方ですから、地方が耐えられないということで、それを加入者に転嫁をする、あるいはその他の会計に負担を求める、そういうような形になってきておりますので、少なくとも国に対しては従来皆保険制度のもとで行ってきた措置に戻すと、こういう要求を積極的に行政も起こし、住民の保険を守るべきだと、また納めやすい状況をつくるべきだと、このように考えます。

さらには、先にも言いましたが、65歳以上に線を引いたりしようとするたくらみも出てきておるわけですから、一層深刻なことになってまいります。一般会計からの繰り入れは、その他繰り入れは少なくとも本町としての姿勢を示すことありますので、ゼロにすることは特に反対であります。

以上、反対討論といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第20号平成22年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算について、こ

れから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第21号平成22年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第22号平成22年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 後期高齢者医療保険につきまして、会計につきまして反対討論をいたします。

後期高齢者医療に係る保険料というのはどこにも引き上げようというような、都道府県単位では相当あるわけですが、兵庫県においても先日報告したとおり1,000円余り引き上げると、こういうような状況になっております。しかし、これらについても、政府自身が言ってきたことを守らない、国庫補助を出すと、それはできるにもかかわらず、それを怠って、結局剰余金の積み立てた保険料の取り崩しで一定の対応をしているわけでありませけれども、実際上はほとんどの都道府県で引き上げるような状況になってると。なぜこれが際限なく上がるかということを変えて考えるべきだと思うんです。一つは、医療給付費の一定割合ですね。当初は10%をこの75歳以上の保険料で賄うと。こういうふうに分けるといって、後期高齢者の負担率がこのために、医療費が増えますと保険料が増えらると、こういう仕組みであるし、もう一つは、75歳以上の人口の増加に応じてまた負担率が医療給付費の10%から自動的に引き上げられると。こういう、仕組み上そういうふうに分けて自動的に上げられるような仕組みをつくって負担を押しつける。こういうことでもありますし、医療費を抑制し、高齢者には十分な医療も受けさせないような、こういう医療については即刻廃止をしないといけないと、このように思います。それらを早急に実施することが必要でありますし、町においてもこの主張を展開し、住民の暮らし、また医療保険をそういう面から守るべきであると、このように考えます。これらの意見を述べて反対討論をいたします。

議長(熊谷直行) 次に、原案賛成の方の

発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 次に、原案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第23号平成22年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第24号 平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

日程第16 議案第25号 平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算

日程第17 議案第26号 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算

議長(熊谷直行) 日程第15、議案第24号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算から日程第17、議案第26号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案3件については、所管の経済建設常任委員会に付託して、休会中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

経済建設常任委員会委員長清原良典議員。

清原良典議員 委員会審査の報告を行います。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

審査した事件、議案番号、議案第24号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第25号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

審査意見として、一般会計からの多大な繰り入れがあるので、今の処理方法を改善することで経費節減に努めること。

続きまして、審査した事件、議案番号、議案第26号。付託年月日、平成22年3月9日。件名、平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。審査年月日、平成22年3月12日金曜日午前10時から午後5時25分。審査経過及び結果、審査経過は別紙のとおり、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（熊谷直行） 以上で経済建設常任委員会委員長清原良典議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第24号平成22年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 特にこの22年度の下水道事業特別会計の予算の討論についてですが、質疑でもただしてきたんですけれども、その中でも明らかにせずしてきた委託料600万円余り、それから工事請負費4,500万円余り、これらについては白紙委任をせえて言うても私は白紙委任できませんので反対といたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第25号平成22年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 本予算は先に決めた条例に基づく料金の引き上げということを背景にした内容にした予算でもありますが、少なくともこの会計予算の総額の1割に満たない使用料で、残る9割強が何の責任もない町民の血税で使われる、このことについては絶対に認めることはできません。当然のことながら、いかなる企業や事業所も、みずからの生産等の活動、工程から排出する汚水等については、みずから処理をし、環境等に影響を与えてはならない、これが公害対策基本法、公害対策であります。これは原因者の責任であります。個別の事業所、工場等に前処理場に匹敵するような施設を設置されたり、また終末処理である流域の負担も個別の企業等が対応すべきであると、このように考えます。この財源を仮に国保に繰り入れますと、今年度の

保険税の引き上げもしなくて済みますし、今後においても大きく個々に、住民の負担を軽減、貢献することにもなっておりまいます。この予算自体は全体的には、どぶに金を捨てるようなものであります。

また、当局がこれまで説明してきましたように、希釈をして直接に流域に投入、処理する、こういうふうにすれば町の前処理施設は不要になるわけでありまして。これをまた速やかに推進することを求めたいと思います。と同時に、この件についても白紙委任を迫っているような管理経費等の委託料、これについては白紙委任をすることはできません。

また、ここで言うておきますが、先の改正では引き上げのどうなんかということで賛成はいたしましたけれども、それは仕組みを肯定したものでありません。あくまで3者が協議をして、関係自治体と県、業界団体と協議をして決めていく、それが太子町にとっては負担が重くなるだけでありまして。そういうようなことについてはくみするわけにはいきませんので、その点も言うておき、同時に引き上げそのものでわずかでも歳入が増えることには何も反対するものではありません。そういうことからの先の議案に対する態度も鮮明にしておいて、本予算については反対であります。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第26号平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

桜井公晴議員。

桜井公晴議員 この水道事業予算については、私は総合計画のところでも若干言いましたように、また総括質疑でもただしてまいりましたように、特に水源対策で北配水池を改修する、こういうことについては10億円強のお金がかかるわけでありまして、この中で紹介をしておきますけれども、上田議員がこの委員会に委員外議員として出席をし、そして内容を知らされたことに対して私のところにもいろいろ、これでいいのか、あんたはどないなんやというような意見が寄せられているのが今日であります。また、中に書かれていることは私も当然そうあるべきことだと思いますから、全面的にあのチラシ内容には、町政報告には賛成であります。

そういう面からであります。安全で良質な水の供給については、これ当たり前の話であります。しかし、この配水池を改修することと安全で良質な水を供給することとはイコールではないと。また、浄水装置についても、総括質疑でただしましたように、膜ろ過方式がそのときは絶対かのように言うて、1年は実施を遅らせ、翌年に実際の実施をしたのが経緯であります。そういうことを考えてみましても、よく検証した上で、この施策が絶対に必要なことであるかどうかを見きわめた上で方向は出すべきだと、このように思い

ます。

特に東芝の水需要も少なくなるし、各家庭のほうも節水志向であります。こういう中で水需要予測は、これから減ってくる可能性が十分あります。人口で見ますと、50年後には3割減っているというのが人口予測でありますし、社会増あるものの、これは微増になるし、むしろ今言いましたように50年後には3割の人口が減ると、こういう予測が立っているほどでありますから、もっともっと検証すべきでありますし、債務負担で22、23年を計画して10億5,900万円をかける大事業、今言いましたような水需要との兼ね合いで、やはり疑問であります。この計画については改めて慎重な検討をした上で出直すべきだと思います。

また、補強工事などを施せばどの程度の耐用年数があり、もってくるものかも試算した対比もない。そういう中での改築はいかがなものかと思えます。

また、事故等、地震ということを出しているわけですが、そういうことについても太子町の全水源の揚水が可能な場合にタンクも機能するわけで、全水源の揚水が可能な場合、そしてまた送配水管が、いわゆるライフラインと言われるものが寸断されたりしていない限りはそれらの水源から対応できるわけありますから、そういう対応も計算をして、また火急の場合は配水管さえ使えばどういう対応もできます。そのときに言いましたように、近隣との応援協定も可能でありますし、それらのことによって対応も可能だと。

水源の浄化計画についても、膜ろ過方式ではなしに紫外線照射が、1年遅れておれば厚生省も認めたと、そのときの厚生省も認めたとというような代物でありますから、1年先にやったために大きなお金をかけて、実際に使っている稼働率から考えたら問題であります。そういう面から将来の負担軽減を図るべきでありますし、財源も聞かないと言わない。1割が国・県の支出金で、あとは借金と

一般財源ですから、これは大きな借金を抱えることになるわけですから、吟味をした体制、対応が必要だと、このように思います。

工事請負費あるいは委託料におきましては、編成した予算額を明らかにするように一般会計でも、その他のところでも求めてきましたが、実際上は伏せて説明をしない。こういうことについては白紙委任を迫っていることでありますから、賛成また同意もすることはできません。しかし、入札の経過から見ますと、どこから本当に類推という言葉が当局から出てくるのか。結果が100%に近いというのは、予算でも明らかにしない、こういう説明を求めても明らかにしない、結果は100に近い。そういうことは、どこがどうしとるんかと疑いたくなるような内容でありますし、一般会計あるいは下水道会計以外にも、ここで水道事業では合わせて4,306万3,000円、あるいは配水池関係の改良に係るのが2億4,151万円と、ここの年度の頭出しはそうなっているわけですから、これらのことについて、また委託料も設計監理委託料として2,000万円を計上している。これらから、どこから漏れるんか知りませんが、そういうことを全く説明しない、そういうあり方自体には絶対に私は認めたくありませんし、認めることはできません。結局、約8億円という留保資金は、先に36%余りの使用料を引き上げた結果でありますし、これらは軽減にこそ回して住民の負担を軽減すべきだと、このように主張いたしまして本予算に反対いたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

中島貞次議員。

中島貞次議員 平成22年度兵庫県太子町水道事業会計予算案について賛成討論をいたします。

まず1点、まず水道料金がコンビニ収納ができるようなシステムに更新、移行される方向であります。これは住民ニーズに適應した、対応した万全の態勢で、万全といえます

か、収納しやすい態勢であると思いますので、これは賛成できます。今やコンビニ銀行とも言えるほどコンビニには銀行カードによる引き落としから、引き出しから、振り込みから、授業料の振り込みから何でもできるのがコンビニ銀行というふうを考えておりますので、水道料金のコンビニ収納ができる、この態勢というのはよいと考えております。

次に2点目として、立岡山北配水池の問題であります。これは日本水道協会が水道施設耐震工法指針2009により今回実施されるものと、そういうふうに伺っております。これは、やがては全国の自治体において、配水池を持つ各自治体もこの指針のもとに検討され、配水池の改修等が行われるものと考えております。このような指針に沿っての今回の北配水池の耐震改築というふうを考えておりますので、私は納得できると考えております。

水というのは万が一に備えての重要なライフラインであります。特に地震が起きた、テレビ報道によりますと、まず困るのはお風呂、トイレ、それからちっちゃい赤ちゃんのミルクをつくるとか、当然食にもかかわる水ですから、その辺がテレビのインタビューでも困りますと、一番早く欲しいというのがやっぱり水の確保ということであります。そういう意味で、太子町におけるライフライン、水源は主に西部ですけれども、東部のほうにも若干ありますが、東部のほうに向かうという水源のライフラインの提供というのはやっぱり大事なものと考えております。

また、送水管についても、美観の上からもちややはり私は地下埋設がベストであろうというふうに考えております。

それから、地震についてですが、今いつどき、何どき起きるかわからないというのが地震であります。自然の脅威であります。そういう意味で、山崎断層近くに備えた太子町としても、耐震対策を考えるのは必然の状況であると考えております。今や学校等の耐震化、あるいは公共施設の耐震化、あるいは耐

震診断が進む中、重要なライフラインである水の配水池についても耐震診断及び耐震化を目指すのは妥当な方向性であると考えております。そういう意味で、今後速やかな耐震診断を早急にされた上で、そのデータをやっぱり公表されて、こういうデータであるがゆえに耐震化、改築を進めるべきであるというふうなことを明確に表現されるべきであろうと、そういうふうに考えておまして、今回の水道事業会計予算については賛成いたします。

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

上田富夫議員。

上田富夫議員 法律を守らないということが、もしこれを犯罪とするならば、私は今度の予算はこれ犯罪行為やと思っております。なぜならば、最少の予算で最大の効果を上げるとというのが地方自治に課せられたものでしょ。ただ、罰則がないだけでね。そういう面からいうたら、壮大なる無駄遣いですわね。

る私はこの問題点を書いておりますけれども、当局からそれに対して何の回答もない。回答がないということは、わからないというふうに私は解釈しとんです。私のところにもかなり電話等によって問い合わせがありますけれども、それ以上の私は当局から何の回答もないから何の返事もできないと、このとおり以外にないんですという返答をするしかないんですけれども。

ただ、阪神・淡路大震災で私は救援に行ってきたわけなんですけれども、本当に地震が起きたときに水道の水が役に立つと思われとんですかね。例えばトイレ一つにしたって、だめなんですよ、使えないんですよ。それはどのトイレ見たってね。学校なんかは壊れてなかったからね。しかし、もうほら大便のふんがその便器に盛り上がとんです。最初は水がなかったというんで、そこらのプールとか池の水をくんで一遍一遍流しよったけど、たちまちのうちに詰まってまうんですよ。どうにもならんと。水があつたってでき

ませんよ、水洗トイレの処理は。そういうことが、震災が起きたときにどういうふうな対応がされるかということをもっと研究した上で、私は水ということについて考えてほしいんです。水が切れたからというて、例えば2日、3日、水がなかったからというて死んだ人はだれもないんですよ。阪神・淡路大震災で水がなかったさかいて死んだ人ありますか。私は聞いたことがない。

ほで、それぞれの配水池にしたって、淡路から芦屋、西宮、神戸、加古川に至るまで聞いてみたけども、配水池が壊れたということこないんですよ。なぜ太子町だけがそんなに、まだ十数年間も耐用年数のあるものを壊してつくのかというの、これも当局返事ないんですよ。ただ、言えることは、これの調査をすることは事実なんですよ。耐震の調査してますね。それでも、委員会で尋ねたら、来月答える言うわけです。これ、議決済んだ後で答える言うんですよ。これ、どういうことですか。いや、これから調査して、まだ調査してないから言うんなら、それはまあそうでしょうけども、既に調査の済んでおる耐震、それも2年や3年前と違いますわ。もっと前にしてますね、耐震調査。それがなぜ出てこないんですか、議会に。そういう調査の結果もデータも何にも出てこないのに、なぜ皆賛成するんですか。クリプトの14億円と全く同じですよ。あのクリプトの14億円の経過、後皆さん追跡されましたか、あれでよかったんかどうかということ。それ、おかしいん違いますか。それは当局は自分の都合で出してくるかもわかりません。でも、それをチェックしてするというのが議会の役目ですよ。そういう面からいうたら、私はこの10億円だけは絶対に許さん。こんなもん犯罪ですよ、実際。でないとおっしゃるんなら、もっと議会に対してきちっと説明すべきです。もし配水池が壊れて、そら下の人に災害があるとかなんとかということおっしゃいますけど、あの配水池がそんなことになったら太子町ほとんど全滅ですよ。耐震に耐えられん家

幾らでもあるですよ。それと、例えば石海、斑鳩、龍田、太田と区域別に、極端な話、石海なんかポンプで送ってもええわけですよ。あれ、何も配水池から送らなくても。そういうことの計画もしてないし、非常時のときにはポンプで送るということも十分可能でっじゃないかいな。そうでしょ。いや、そういう計画も以前に一遍やってますやないかいな。そういうことも考えられるということ、シミュレーションを町はやってますよ、一遍、十数年前に。そういうことを一切データ出さんと、まずはとにかく配水池の工事ありきと。こんなふざけた話はない。議会を全く軽視して、何でもええと、出したさえ通るんやと。こんな僕はやり方というのは絶対に許すわけにいかない。反対どころやないです。

終わります。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

井川芳昭議員。

井川芳昭議員 私も反対討論いたします。

10億5,900万円ですか、簡単そうにこれ出てます。1億円が仮に補助金でやられるということでも、あと残りのお金はやはり税金でやられるわけですね。先ほども賛成討論の議員の方、格好いいこと言われましたが、そら水は大切なんですよ。赤ちゃんや子供さんに飲ませる水、こんなことは大切なんわかり切っとんですよ。上田議員も言われましたが、配水池が壊れるような地震が起きれば、水道管のパイプとかいるんなライフラインが切断されて、配水池に水があっても家には回ってこないですね。ましてや、家がつぶれるところもあると。そういう現状を考えへんのですかね、こういった金を使うんに。町民の方にも言われました。そんなの、配水池が守られたって、道の道路は寸断されて、水が家に来えへんかったら一緒ちゃうんと。ということは、普通に考えたら考えられることなん

やね。賛成討論で格好いいことと言われるわかるんで、そんなことはみんな承知の上なんですわ、水が大切なことなんかは。ただ、大きな場面に立ったときに、これが本当に立てかえで耐震工事が要るんかどうか。もっともっとやるのであれば、補強工事とかいろんな、最少のお金で最大の効果上げるような工事も考えられるんですね。そういったことも全然提示されない。やっぱり余りにもこれ暴挙過ぎます。これをもって、私賛成できません、反対討論とします。

議長（熊谷直行） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（熊谷直行） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第18 意見書案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

議長（熊谷直行） 日程第18、意見書案第2号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に意見書案を朗読させます。

（職員朗読）

議長（熊谷直行） 本案について趣旨説明を求めます。

発議者を代表して清原良典議員。

清原良典議員 意見書（案）を読み上げ、提案とさせていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）。

地域が抱えるさまざまな課題を解決するため、NPOや協同組合、ボランティア団体など、地域に密着した非営利団体の力に大きな期待がかかっている。これらの一つである協同労働の協同組合は、組合に参加するすべての人が協同して出資し、経営し、働くという形態のもと、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指すもので、新しい公共を市民が担う事業体として注目を集めている。

この協同労働の協同組合の事業内容は幅広く、正規雇用されない若者や高齢者、フリーター等の受け皿としても期待されるが、法的根拠が十分でないことから、法人格が取得できず、団体として、自治体の入札や契約に参加できない、あるいは社会保障の負担に対応できないなどの問題を抱えている。

既に欧米では労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）として法整備が進んでおり、我が国においても、だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じることを理念とする協同労働の協同組合は、住民主体のまちづくりを創造する新たな公共サービスの担い手として、一刻も早い社会的な認知が必要である。

よって、国におかれては、協同労働の協同組合の理念を十分踏まえ、地域の活性化の観点からも「協同労働の協同組合法（仮称）」を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総

理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

兵庫県揖保郡太子町議会議長熊谷直行。

以上でございます。どうぞよろしく願います。

議長（熊谷直行） 趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

本案については、議事の順序を省略し、これから直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決を行います。

これから意見書（案）第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、意見書（案）第2号は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第19 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

議長（熊谷直行） 日程第19、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回太子町議会定例会（第424回町議会）を閉会します。

（閉会 午後0時04分）

~~~~~

議長あいさつ

議長（熊谷直行） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の招集以来、本日までの30日間の長きにわたる会期でございましたが、その間に審議されました案件は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて総額163億1,322万7,000円の平成22年度当初予算を初め、各会計の補正予算、条例の制定、工事請負変更契約の締結など、多数の重要案件でございました。

議員各位には、この間終始熱心にご審議を賜り、ここにすべて滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。特に一般会計予算委員会の委員各位には、精力的にご審議賜りましたご労苦に対しまして敬意と謝意を表する次第でございます。

また、町長を初め町当局各位の議会審議に対して真摯なる態度に深く敬意を表しますとともに、審議の過程で議員各位から述べられた意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く要望するものでございます。特に新年度予算の執行に当たりましては、厳しい財政状況ではありますが、

“和のまち太子”の実現に向け、福祉の向上と生活基盤の充実が図られますよう強く望むものでございます。

いよいよ春、各地から春の便りが聞かれる好季節となってまいりましたが、議員各位にはこの上ともなくご自愛いただきまして、町政伸展のため、なお一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。

また、3月をもって退職されます佐々木部長、富岡部長、塚原次長におかれましては、長い間本当にご苦労さまでございました。今後は健康にご留意され、第二の人生を歩んでいただきたいと思っております。

以上をもって、まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

町長（首藤正弘）平成22年第1回太子町議会定例会（第424回町議会）を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月25日から開会されました今期定例会におきまして、議員各位には議案が多数にもかかわらず、本会議並びに各委員会を通じて慎重にご審議いただき、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

おかげをもちまして、本日をもって平成22年度予算案並びに各重要案件につきまして

滞りなく議了していただきましたこと、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、審議の中で拝聴いたしましたご意見、ご指導につきましては、今後の行財政運営にできる限り反映できますように努力してまいります所存でございます。

日を追うごとにしのぎよい時節となっておりますが、議員各位におかれましてはご健康に十分ご留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。定例町議会の閉会に際しましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊谷直行

町議会副議長 佐野芳彦

署名議員 長谷川原司

署名議員 井村淳子